

# 昭士会会則

(昭和 44 年 7 月 8 日改正)

(昭和 52 年 7 月 8 日改正)

(昭和 56 年 7 月 8 日改正)

(平成 4 年 4 月 1 日改正)

## 第 1 章 総則

第 1 条 本会は大阪市立都島工業高等学校昭士会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり、浪速工業会と連携して母校の事業を後援するとともに、技術の向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は事務所を大阪市立都島工業高等学校都市工学科研究室におく。

## 第 2 章 会員および構成

第 4 条 本会の会員は下記の 5 種とする。

1. 卒業生会員 土木科卒業生及び都市工学科卒業生
2. 在校生会員 都市工学科在校生
3. 準 会員土木科及び都市工学科に在学した者で、理事会の承認した者。
4. 特別会員都市工学科職員
5. 名誉会員本会に対し特に功労のあった者で、評議員会の推挙する者

第 5 条 本会の構成は、卒業生部会と在校生部会より成る。

第 6 条 卒業生会員、在校生会員および準会員は、本会の定める会費を納めなければならない。

## 第 3 章 役員および役員会

第 7 条 本会は各部会に下記の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名以内、理事若干名 (内 1 名は学校理事とする)、  
監事 1 名、評議員若干名

第 8 条 本会には名誉会長、顧問、参与をおく。名誉会長には都市工学科長があたる。顧問、参与は本会に対し特に功労のあった者で、理事会の推挙する者とする。

第 9 条 会長、副会長、理事および監事は、各部会の評議員会でそれぞれの会員中より推薦し、総会で選出する。ただし、学校理事は、名誉会長が特別会員中より委嘱する。

第 10 条 評議員は卒業生部会の場合は各期 1 名、在校生部会の場合は各学級 1 名とし、総会で選出する。

第 11 条 本会の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 補欠のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 名誉会長は両部会を統括する。
2. 会長は各部会を代表して会務を統理する。
3. 副会長は会長を補佐する。
4. 理事は会務を処理する。
5. 監事は会務を監査する。
6. 評議員は重要な事項を審議する。
7. 顧問、参与は本会運営について助言する。

第14条 理事会は必要に応じて会長が招集し、会務処理に必要な事項を審議する。

第15条 評議員会は毎年1回開催し、会長が招集する。ただし会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

第16条 評議員会は下記の事項を審議する。

1. 予算および決算に関する事項
2. 事業計画に関する事項
3. その他理事会において必要と認めた事項

## 第4章 総会

第17条 総会は毎年1回開催し、会長が招集する。ただし会長がその必要ありと認めるときは臨時総会を開くことができる、

第18条 総会は下記の事項を議決または承認する。

1. 会務報告および会計報告の承認
2. 改規の改正
3. 役員を選出
4. その他重要な事項の議決

## 第5章 会計

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてるものとする。ただし各部会の経費は、それぞれの部会で処理する。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 雑則

第21条 本会則に定められていない事項は、理事会にはかり処理する。

第22条 在校生部会の運営は担当学校理事の指導のもとに行うものとする。

## 付 則

本改正は平成4年4月1日より実施する。